

安心・安全のまちづくりのために

暴力団を 許さない!

暴力団排除条例と暴力団対策法はなぜ必要なの？

福岡県警察



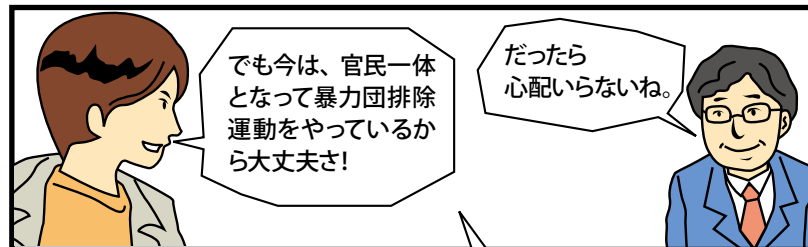
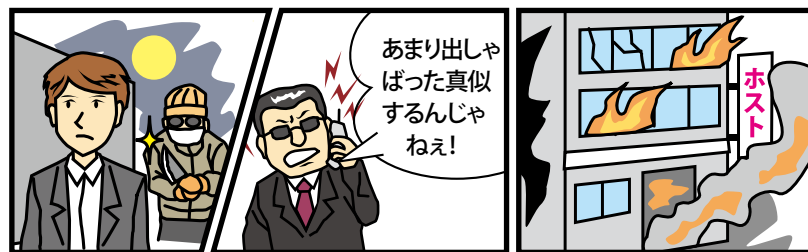


福岡って怖いところ？

暴力団の脅威は排除しなければならない最優先課題です。



福岡県では、暴力団の不法行為を根絶するために、県を挙げて様々な運動をしています。



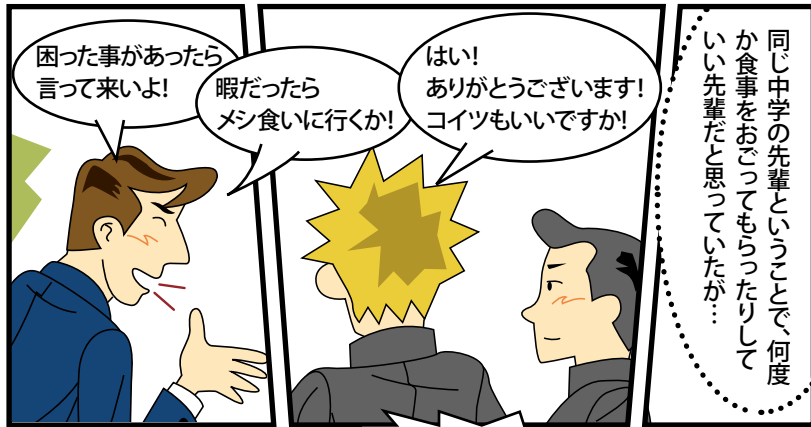
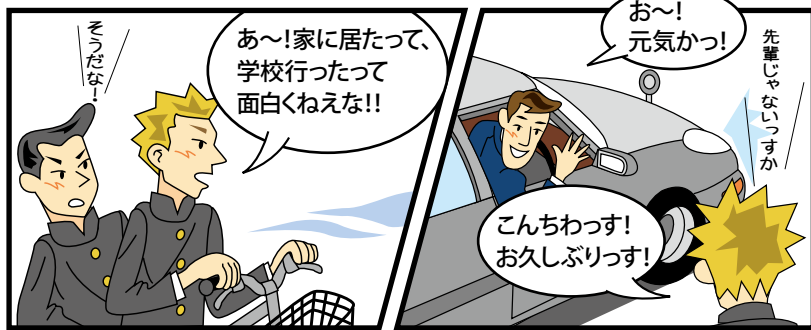
目次

- 福岡って怖いところ? 1
- なぜ暴力団排除条例が必要な? 3
- 暴力団排除条例が県民の安全を守ります。 5
- 暴力団対策法で何ができるの? 7
- 暴力団対策法で 27 の行為を禁止しています。 9
- 暴力団員等に対する民事訴訟を支援します。 10

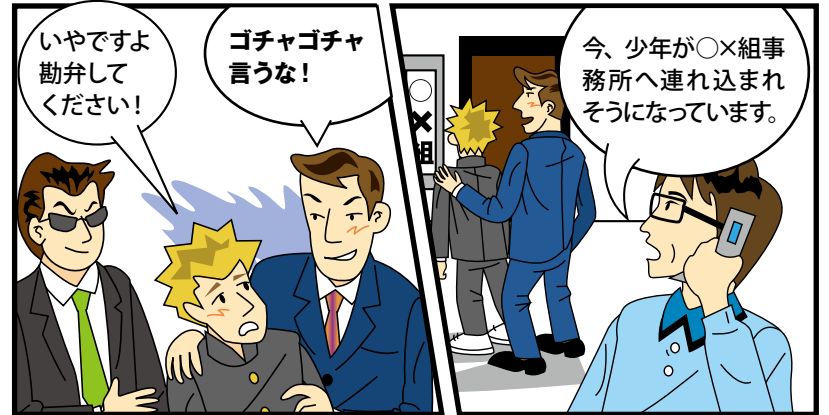
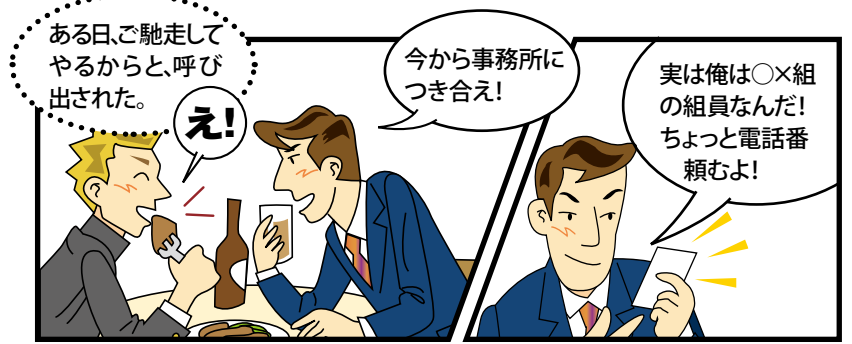


なぜ暴力団排除条例が必要なの？

例①条例が少年を暴力団の魔の手から守っている！



知らないうちに暴力団の影響を最も受けやすい青少年の保護と育成のためのものです。



※暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止。(命令違反に罰則)

暴力団排除条例が県民の安全を守ります。

条例は暴力団排除のため福岡県が制定したものです。

～暴力団事務所の規制・青少年の健全育成～

1 青少年のために暴力団事務所のない環境を整えるため、学校等周辺区域(学校等の設置が決定された土地を含む)において、暴力団事務所の開設・運営を禁止

違反した場合は「罰則」
(第13条・第25条関係)

2 暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることが禁止

事務所立ち入らせ行為は禁止だ!

命令違反に「罰則」
(第13条の2・第25条関係)

3 青少年が暴力団の被害に遭ったり組員にならないための教育が、中学・高校等で行われるよう、県が指導支援

暴力団は決して許されな反社会集団です!

命令違反に「罰則」
(第14条関係)

4 青少年に対する覚醒剤の使用やわいせつな行為が行われた暴力団事務所の使用制限・廃止

命令違反に「罰則」
(第13条の3・第25条関係)

～事業者の方が注意するポイント(暴力団との決別を進めるために)～

1 暴力団の威力を利用する目的で暴力団員と商取引をすること

(事例1) 組長に金を出して地元住民を抑えてもらおう!
(事例2) リース料! (用心棒代) 何かあったらお願いわ!

悪質な行為には「罰則」(第15条第1項関係)

2 暴力団に協力する目的で暴力団員に利益の提供をすること

すまねなしっかり稼げよ!
がんばって下さい!

悪質な行為には「勧告・公表」
(第15条第2項関係)

3 暴力団の活動に資するものであることを知りながら暴力団員と取引をすること

出所祝いの会場を用意してくれ!
料金は〇〇万円です。

(第15条第3項関係)

4 暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをすること

〇×組さんですから特別待遇です
ありがとうございます!

(第15条第4項関係)

5 契約書に暴力団を排除するための条項を盛り込むように努めることが全ての事業者に義務づけられていること

暴排条項の導入
(第17条関係)

●公共事業から暴力団排除

暴力団員又は暴力団(員)と密接な関係を有する者に公共工事の入札に参加させないなど、県の公共事業・事業から排除しています。

●県民の保護

暴排活動等により、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対して、警察が保護のために必要な措置を行います。

●民事訴訟の支援

裁判に要する費用の貸付や情報の提供など、暴力団を排除するための民事訴訟に対する支援を行います。

●広報・啓発活動

暴力団排除のための集会の開催、広報・啓発活動を県が行います。

～特定地域(標章掲示店)～

●暴力団員の立入禁止
暴力団排除特別強化地域(地図中の赤点地域)での福岡県公安委員会標章が掲示された店(スナック・居酒屋等)への暴力団員の立ち入りが禁止

◀特定地域(左図の主要繁華街)

～暴力団の不当な影響の排除(特定業者)～

暴力団員が、縄張りの設定・維持目的で特定接客業者(特別強化地域内の酒類提供店等)、県内で事業を行う建設工事関係者(発注者、受注者、関連物品の納入者等)等に対して行なう、面会要求、事業所等への立入、電話・FAX等、つきまとい等が禁止

～事業者の方はここもチェック～

●不当要求に対する通報義務
不当要求を受けた建設工事関係者は、速やかに県警・県に通報してください。

●不利益な取扱いの禁止
暴力団排除のために通報した従業員に対して、解雇・降格等の不利益な取扱いを禁止しています。

●名義貸しの禁止
暴力団員への名義貸し、暴力団員の他社・他人の名義利用を禁止しています。(違反には勧告・公表)

～不動産業の方へ～

●不動産利用目的の確認業務
不動産が暴力団事務所に使用されないよう契約の相手方に利用目的を確認するように努めてください。

●不動産の譲渡制限
不動産が暴力団事務所に使用されることを知って、不動産の譲渡等をしてはいけません。

●解約条項の導入
暴力団事務所に使用された場合、勧告なしで契約を解除できる旨を契約内容に含めるよう努めてください。

●契約解除・買い戻し
暴力団事務所として使用されていることが判明した場合、契約解除・買い戻しをするよう努めてください。



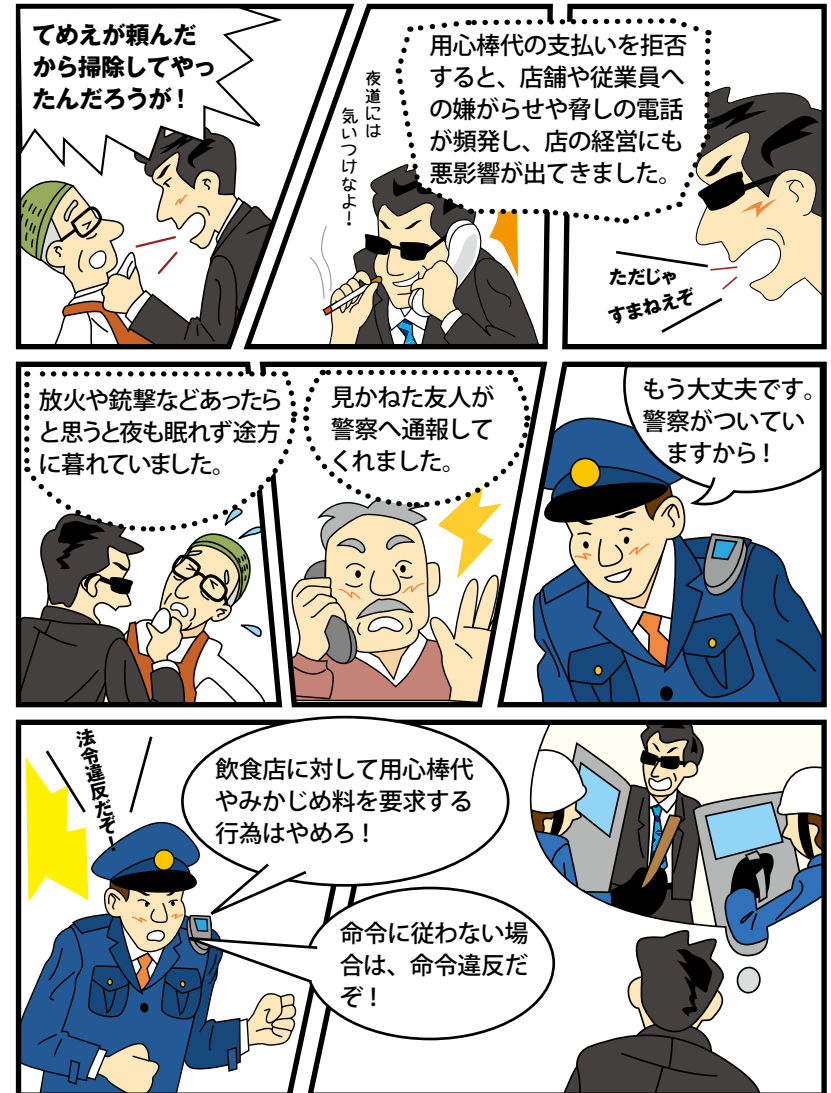
暴力団対策法で何ができるの？

例② 不当要求から身を守る



※最近の暴力団は一般人を装って近づいてくる傾向があるので注意が必要です。

暴力団員が不当に「用心棒代」「みかじめ料」等を要求する行為は、法律によって禁止されています。（一定の違反者には罰則も規定）



他にも不当な行為を禁止する法律があります。▶

暴力団対策法で27の行為を禁止しています。

暴力団対策法は、暴力団の脅威と拡大を抑止するためのものです。指定暴力団がその所属する指定暴力団等の威力を示して行う不当な行為（暴力的要求行為27類型）が禁止されています。

1 口止め料を要求する行為	
2 寄付金や賛助金等を要求する行為	
3 下請参入等を要求する行為	
4 みかじめ料を要求する行為	
5 用心棒料等を要求する行為	
6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為	
7 不当な方法で債権を取り立てる行為	
8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為	
9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為	
10 不当な金融商品取引を要求する行為	
11 不当な株式の買取り等を要求する行為	
12 不当に預金・貯金の受入を要求する行為	
13 不当な地上げをする行為	
14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為	
15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為	
16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為	
17 建設業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為	
18 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為	
19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為	
20 因縁を付けての金品等を要求する行為	
21 許認可等をすることを要求する行為	
22 許認可等をしないことを要求する行為	
23 売買等の契約に係る入札に参加させることを要求する行為	
24 売買等の契約に係る入札に参加させないことを要求する行為	
25 人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為	
26 売買等の契約の相手方としないこと等を要求する行為	
27 売買等の契約の相手にする指導等を要求する行為	

暴力団員等に対する民事訴訟を支援します。

県と暴力追放運動推進センターは、暴力団事務所の使用差止請求、暴力団員等による犯罪の被害に対する損害賠償請求などについて、訴訟費用の貸付や情報提供などの必要な支援を行っています。

《暴力団排除条例に基づく訴訟支援》

● 県による民事訴訟への支援

暴力団事務所の使用差止請求や暴力団員などによる犯罪の被害に係る損害賠償請求など暴力団排除のため認められる訴訟を起こし、又は起こそうとする方は、福岡県暴力団排除条例に基づき、県からその訴訟費用の貸付その他の支援を受けることができます。



《暴力団対策法に基づく訴訟支援》

● 暴力追放運動推進センターによる民事訴訟への支援

暴力団員による犯罪の被害にあわれた方が、加害者である暴力団又は暴力団員を相手として損害賠償請求のための民事訴訟を起こす際、特定の場合を除き、(公財)福岡県暴力追放運動推進センターから、その裁判手続などに関する費用の貸付その他の支援を受けることができます。(見舞金の支給を受けることができる場合もあります。)

● 暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求訴訟制度

暴力団事務所の立ち退きを求める住民に代わって、(公財)福岡県暴力追放運動推進センターが原告として暴力団事務所の使用差止請求訴訟を行うことができます。住民からの委託を受けて行われますので、まずは、暴力追放運動推進センターにご相談ください。

● 損害賠償請求制度

暴力団対策法には、指定暴力団員が、その暴力団の名称を示すなどして資金獲得行為を行うに際して、他人の生命、身体又は財産を侵害した場合にはその指定暴力団の代表者などが、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことが規定されています。この規定により、例えば、

- ・ 指定暴力団員から恐喝されて金銭的被害を受けた
- ・ 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払いを断ったことにより暴力的行為を受け、身体的・物的被害を受けた

などの場合に、被害にあわれた側の立証負担が軽減され、損害賠償請求訴訟がスムーズに行うことができます。

お問い合わせ先

福岡県警察本部 組織犯罪対策課

TEL 092-641-4141 (代表)

(公財)福岡県暴力追放運動推進センター

TEL 092-651-8938 FAX 092-651-8988

問題解決は、「暴力団を許さない」という 毅然とした対応と警察への早期相談。

暴力団が恐れているもの、それは、あなたの暴力団を恐れない「勇気」。
その勇気を応援するのが、暴力団排除条例であり、暴力団対策法です。県民
が一体となって社会の敵、暴力団をなくし、「暴力団のいない安心安全な街、
福岡」をつくりましょう。

社会の敵、暴力団を追い出すためには、県民一体となって

暴力団追放 **三**ない運動 **+1** の推進

- ① 暴力団を「**利用しない**」
- ② 暴力団を「**恐れ**ない」
- ③ 暴力団に「**金を出さない**」
- +0** 暴力団と「**交際しない**」

上記の4つを実行する「**勇気をもった運動**」が必要です。

県民の皆様が、暴力団員から不当要求を受けた場合、一人で悩まず、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士に早く相談してください。

暴力団に関する相談窓口

福岡県警察

暴力追放ダイヤル・みかじめ通報ダイヤル（警察本部）

TEL/FAX092-622-0704

（公財）福岡県暴力追放運動推進センター

TEL092-651-8938 FAX092-651-8988

（公財）暴力追放運動推進センターは、弁護士、元警察官等で構成されるプロの組織です。一人で悩まず早期相談を！秘密は厳守します。（相談無料）

「見過ごすな犯罪！ 求む情報！」

匿名通報ダイヤル

TEL0120-924-839（平日9:30~18:15）

有力情報には10万円支給。通報者の匿名性を確保します。